

## 第3節 設置又は変更許可の申請等

### 第1 設置又は変更許可の申請の対象、範囲及び配管の帰属等

(危険物施設の設置、変更等)

法第11条

#### 1 申請手続きの原則

- (1) 製造所等の設置又は変更の許可申請は、製造所等ごとに申請すること。(★)
- (2) 変更申請を必要とする最低基準は、具体的な事例により異なるが、製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準を変更するときは、変更申請を要するが、一般的に軽微な変更は、許可を要しない。なお、詳細については、第4「軽微な変更工事」によること。(S37.4.6 自消丙予発第44号質疑)
- (3) 市町村境界上に設置される危険物施設(移送取扱所を除く。)の許可権限については、事務所の位置及び面積、危険物の貯蔵、取扱数量、敷地面積等の施設の実態をみて、いずれかの市町村長を許可権限者とする。この場合は、市町村長間の協定書は不要である。(S43.9.27 消防予第213号質疑)
- (4) 施設区分の変更等による既設製造所等を新たに設置申請するときは、法第12条の6に定める用途廃止に係る手続きを経てからとする。(S52.12.19 消防危第182号質疑)

#### 2 申請の対象

##### (1) 設置許可申請の対象とするもの

ア 製造所等を新たに設置する場合。

イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の区分の転換を行う場合、及び貯蔵所又は取扱所において危政令第2条又は第3条に掲げる施設区分(同令第3条第2号イ及びロを含む。)の変更となる転換を行う場合。

(S52.12.19 消防危第182号質疑)

(例) 製造所から一般取扱所、屋外タンク貯蔵所から屋内タンク貯蔵所、一般取扱所から給油取扱所  
第1種販売取扱所から第2種販売取扱所

(注) 1棟規制の一般取扱所(危政令第19条第1項)から部分規制の一般取扱所(危政令第19条第2項)に変更する場合は、除かれる。

ウ 製造所等(移動タンク貯蔵所を除く。)を移設する場合。(★)

ただし、同一敷地内で主要構造物を変更しないで移設する場合は、変更許可申請とすることができる。

(S52.10.12 消防危第149号質疑)

エ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が全面的に破損した場合及び老朽化等により製造所等を全面改修する場合。(S37.9.17 消防危第91号質疑、S52.12.19 消防危第182号質疑)

オ 屋内タンク貯蔵所又は簡易タンク貯蔵所で、すべての貯蔵タンクを取替える場合。(★)

(例) 同一タンク専用室に3基ある屋内貯蔵タンクをすべて更新する。

カ アからオまでによるほか、その状況等により設置許可申請とすることが適当な場合。(★)

##### (2) 変更許可申請の対象とするもの

ア 製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合。(★)

イ 貯蔵、取り扱う危険物の種類数量の変更により、製造所等に適用される技術上の基準が異なることとなる場合。(S52.12.19 消防危第182号質疑)

(例) 製造所等の危険物の貯蔵等の取扱数量を変更すること等により、エリアの変更がなくても保有空地が増大又は減少するもの。(★)

ウ 貯蔵所又は取扱所において危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分の変更を行わず、適用基準の変更(項の変更)を行う場合。(S51.7.12 消防危第23-3号質疑)(★)

(例) 屋内貯蔵所(独立、平屋建て)から特定屋内貯蔵所

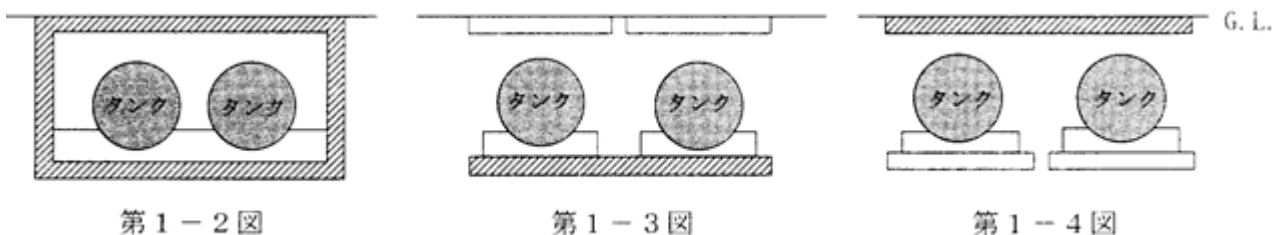
1棟規制の一般取扱所から部分規制の一般取扱所

エ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が破損した場合であって、部分修理により当該構造又は設備が復旧できる場合。(S37.4.6 自消丙予発第44号質疑)

- オ 移動タンク貯蔵所の常置場所を変更する場合。(同一敷地内の常置場所変更を除く。)(★)
- カ 移動タンク貯蔵所の車両(台車)を更新する場合。(★)
- キ 屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所で、貯蔵タンクの一部を取替又は増設する場合。(★)  
(例) 同一タンク専用室に3基ある屋内貯蔵タンクに更に1基増設する場合。
- ク 地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の配管等を残し、タンクのみを取り替える場合。  
(H10.10.13 消防危第90号質疑)
- ケ 積載式移動タンク貯蔵所(国際タンクコンテナを除く。)に、交換タンクコンテナを増設する場合。  
(H4.6.18 消防危第54号通知)
- コ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体のみを建て替える場合で、建て替え後の屋外貯蔵タンクの直径(横型のタンクにあっては、たて及び横の長さをいう。)及び高さが建て替え前の屋外貯蔵タンクの直径及び高さと同規模以下である場合。(H11.6.15 消防危第58号質疑)
- サ アからコまでによるほか、その状況等により変更許可申請とすることが適当な場合。

### 3 許可単位

- (1) 製造所の単位は、原則として一連の工程又は一棟をもって一とする。(S37.4.6 自消丙予発第44号質疑)
- (2) 屋内貯蔵所は、一棟ごととする。ただし、危政令第10条第3項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所を設ける場合は、当該屋内貯蔵所の用に供する部分ごととする。(★)
- (3) 屋外タンク貯蔵所は、タンク1基ごととする。なお、屋外タンク貯蔵所を群で配置されている場合、危険物ポンプ、危険物配管(タンク直近の弁又はフランジまでのタンク側にある配管を除く。)及びタンクの通気管等の危険物以外の配管を共用して使用する場合は当該幹線配管等にあっては、タンク群に存するタンクのうち指定数量の倍数が最大のタンク(以下「主タンク」という。)の一の単位とする。また、防油堤にあっては、同一防油堤のタンク群に存するタンクのうち容量の最大のタンク(以下「最大タンク」という。)の一の単位とする。(★)
- (4) 屋内タンク貯蔵所は、タンク専用室ごととする。(★)
- (5) 地下タンク貯蔵所は、タンク1基ごととする。ただし、二以上の地下タンクが同一のタンク室内にある場合(第1-2図)又は同一の基礎上(第1-3図)若しくは同一の蓋で覆われている場合(第1-4図)にあっては、一とする。  
(S54.12.6 消防危第147号質疑)



なお、注入口、危険物ポンプ、水幕設備、消火設備、危険物配管等の附属設備が、他の地下タンク貯蔵所と共有する場合は、指定数量の倍数が最大の地下タンク貯蔵所の附属設備とする。

- (6) 簡易タンク貯蔵所は、タンク1基ごととする。ただし、複数の簡易タンクを設ける場合は、3基までを一とする。(★)
- (7) 移動タンク貯蔵所は、タンク1基ごととする。ただし、積載式タンクコンテナの場合は、交換タンクを含め当該車両ごととする。(★)
- (8) 屋外貯蔵所は、さく等で区画された部分ごととする。(★)
- (9) 給油取扱所は、道路、防火壁又は防火塀等で区画された部分ごととする。(★)
- (10) 販売取扱所は、配合する室を含み、隔壁で区画されているときは、区画された部分ごととする。(★)
- (11) 一般取扱所の単位は、次のとおりとする。(★)
  - ア 製造所に準ずるものとする。

イ 危政令第19条第2項の規定の適用を受ける一般取扱所は、壁体等で区画された部分等ごととする。

- (12) 消火設備のうち固定消火設備を共用する場合において水源、ポンプ設備、消火液タンク、ヘッダー及び幹線配管等にあつては、最も消火薬剤等を必要とする製造所等（以下「**消火薬剤等最大必要施設**」という。）の一の単位とする。（★）

4 製造所等の設備の許可単位

- (1) 製造所等から排出される可燃性ガス、粉塵等を除去する公害防止設備等は、製造所等の設備とする。

(S59.6.8 消防危第54号質疑)

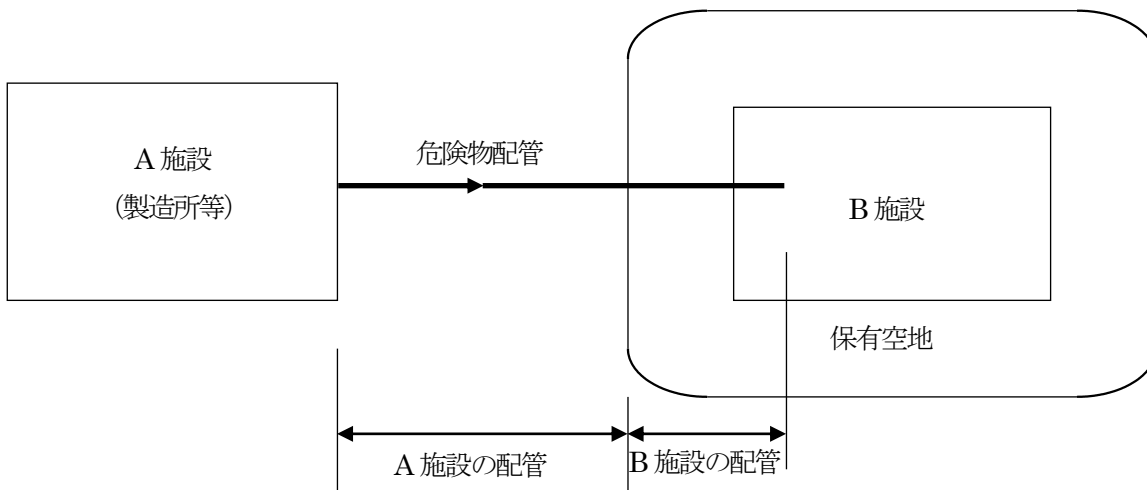
- (2) 危険物を取り扱う配管を搭載する配管支持物は製造所等の設備とし、その単位は申請者の判断によるものとする。（★）

5 危険物配管の許可単位

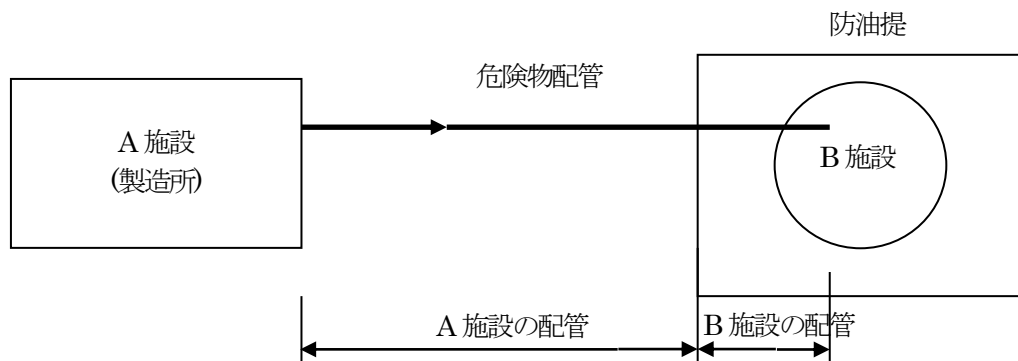
危険物施設相互に接続される場合の危険物配管（危険物はA施設からB施設に移送されるもの）の単位は、次の例によること。

- (1) 製造所等（屋外タンク貯蔵所を除く）の保有空地の内側の配管は、当該製造所等の配管とする。

下図の場合では、B施設の保有空地直近のバルブ、フランジ等までがA施設となる。

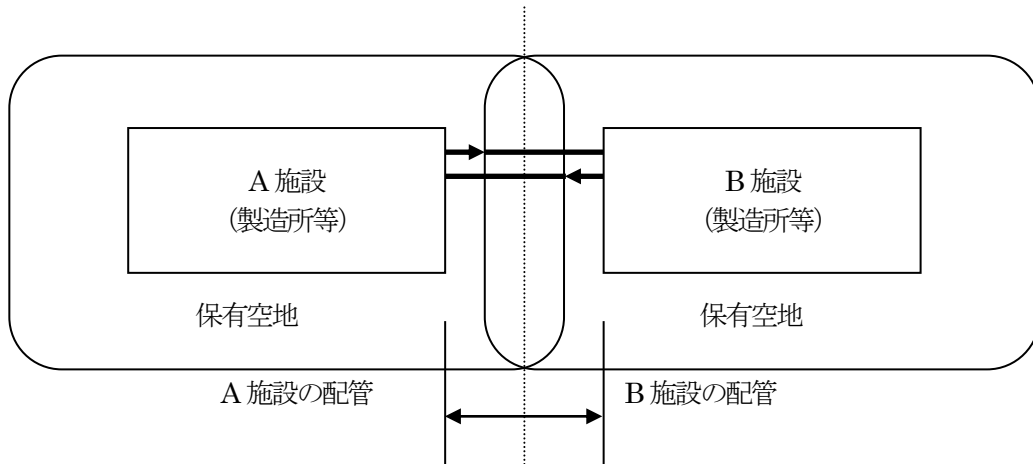


- (2) 屋外タンク貯蔵所の防油堤の直近のバルブ、フランジ等より内側の配管は、当該屋外タンク貯蔵所の配管とする。下図の場合では、当該屋外タンクの防油堤直近のバルブ、フランジ等までがA施設となる。



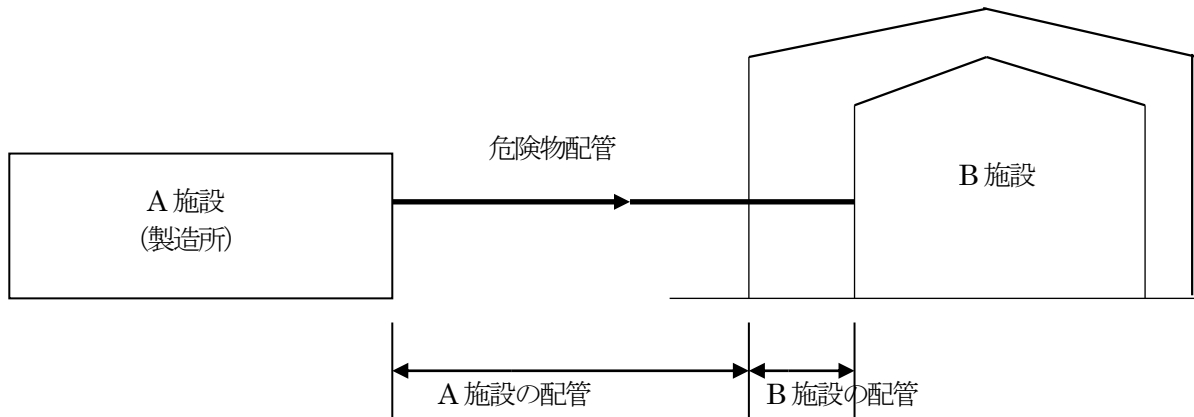
- (3) 製造所等の保有空地进行を共用する場合は、当該製造所等間のおおむね中心線をもってそれぞれの製造所等の配管とする。

下図の場合では、A 施設と B 施設との中心線からそれぞれの施設となる。



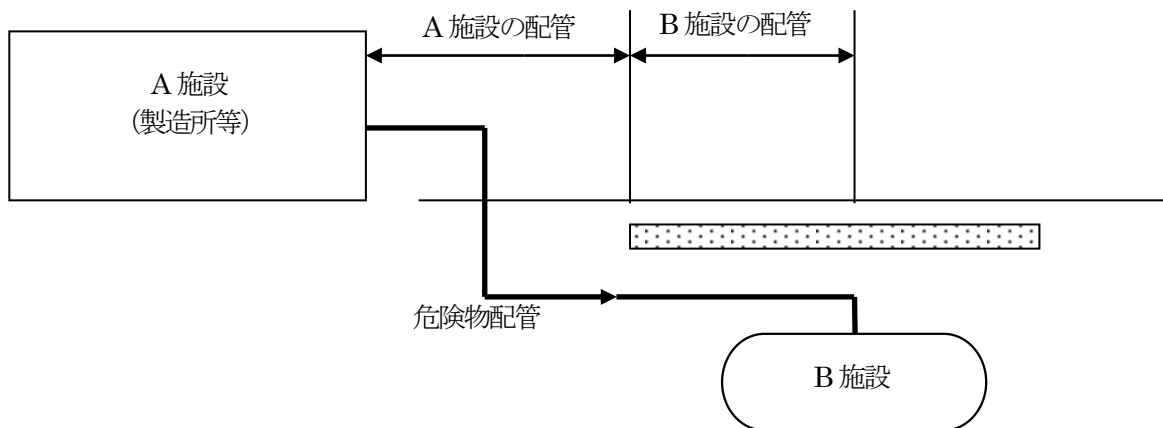
- (4) 屋内タンク貯蔵所の専用室内の配管は、当該屋内タンク貯蔵所の配管とする。

下図の場合では、当該屋内タンクのタンク室の壁体直近のバルブ、フランジ等までが、A 施設となる。



- (5) 地下タンク貯蔵所の専用室内、又はスラブ下の配管は、当該地下タンク貯蔵所の配管とする。

下図の場合では、上部スラブ端部の直近のバルブ、フランジ等までが A 施設となる。



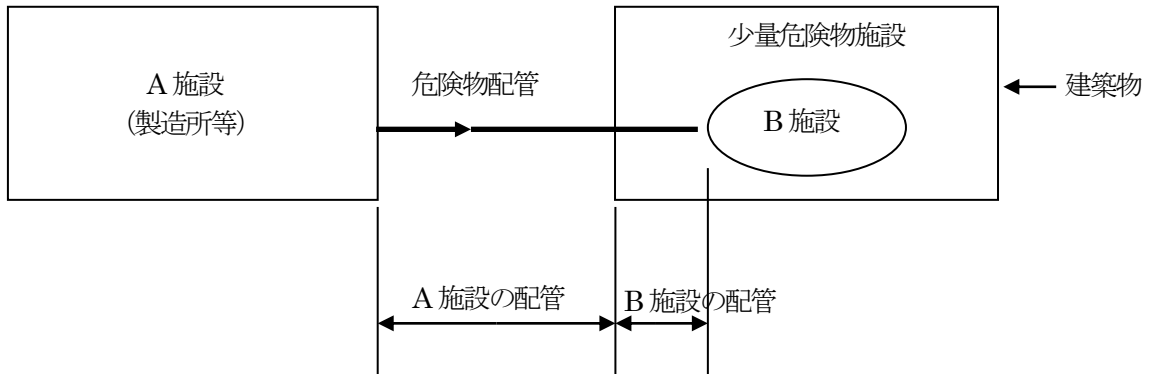
(6) 製造所等から少量危険物貯蔵・取扱所又は指定数量の1/5未満の設備へ危険物を送り出す配管については、次による。

ア 少量危険物の貯蔵所・取扱所が建築物内にある場合は、その外壁までを当該製造所等の配管とする。

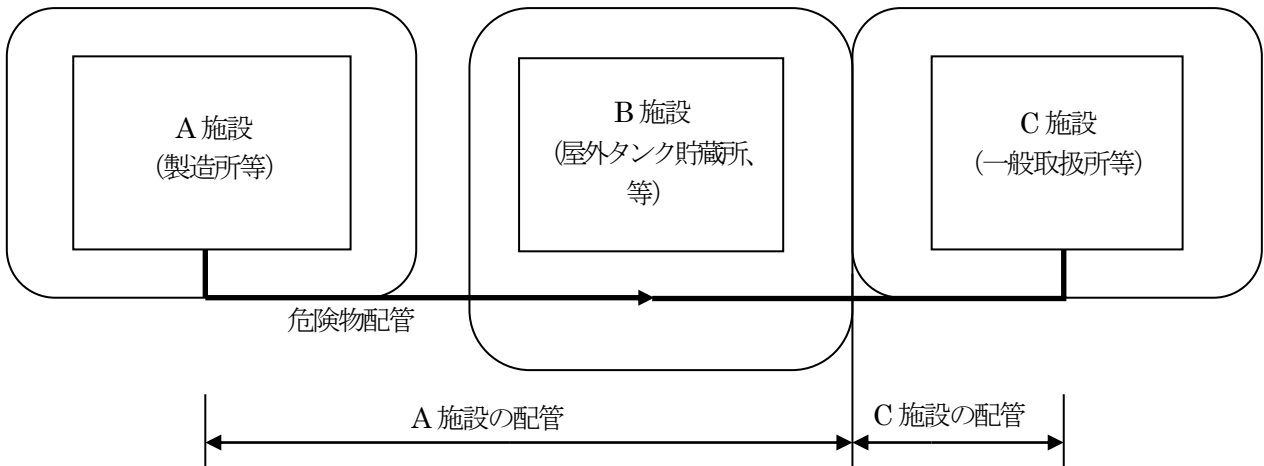
イ 少量危険物の貯蔵所・取扱所が屋外にある場合は、少量危険物の貯蔵所・取扱所の空地までを当該製造所等の配管とする。

ウ 指定数量の1/5未満の危険物を貯蔵し又は取り扱う設備へ危険物を送り出す配管は、当該設備等の直近までを製造所等の配管とする。

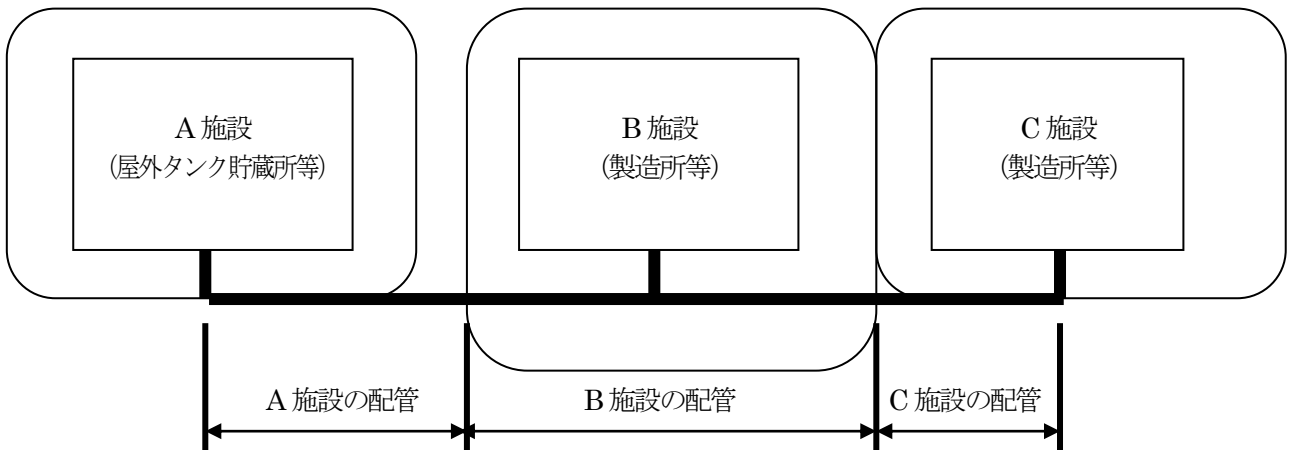
下図の場合では、当該B施設の外壁までがA施設となる。



(7) 製造所等に関係のある既設パイプライン等に設ける配管で、保有空地内を通過する当該製造所等に関係のない配管は、当該配管に直接関係のある製造所等の配管とする。



(8) 製造所等に関係のある既設パイプライン等に設ける配管で、保有空地内を通過する当該製造所等に関係のある配管は、当該配管に直接関係のある製造所等の配管とする。



(9) (1)から(8)までのいずれにも該当しない配管は、送り出し側の配管とする。